

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成7年11月から8年9月までの期間は17万円、同年10月から同年12月までの期間は15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年1月31日まで

社会保険事務所（当時）職員の自宅訪問により、A社に勤務していた申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、減額訂正されていることが分かった。

しかし、上記標準報酬月額の訂正について、A社から説明は無く、同意もしていないので、申立期間の標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年11月から8年9月までは17万円、同年10月から同年12月までは15万円と記録されていたが、同社が9年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなって以降の同年2月14日に、申立人の7年11月から8年12月までの標準報酬月額が11万円にさかのぼって減額訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社の役員ではなかったことが、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる上、申立期間当時、同社において経理及び社会保険関係事務の責任者をしていた取締役は、「会社の経営悪化により、平成8年ごろから滞納していた社会保険料を納付できなくなったため、社会保険事務所に相談に行ったところ、職員から、従業員の標準報酬月額を減額訂正し、滞納保険料に充当してはどうかと言われ、私と申立人に係る標準報酬月額の記録を減額訂正することに同意したが、当時は、将来の年金受

給額が減ることまで考えていなかったの、申立人には、何も説明しなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年11月から8年9月までの期間は17万円、同年10月から同年12月までの期間は15万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 3 月 5 日まで
社会保険庁（当時）から郵送されたねんきん特別便により、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に勤務していたことは確かであり、申立期間後に健康保険被保険者証を同事業所に返却した記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の一部（昭和 60 年 2 月 1 日から同年 12 月 25 日まで）について、A社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び従業員の証言により確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社において総務及び経理関係の事務を担当していた従業員一人は、「A社は、申立人のように電気製品の製造に従事する従業員については、採用時に雇用保険に加入させていたが、厚生年金保険の加入については、3か月程度の試用期間経過後、勤務実績により加入させるかどうか判断していた。」と証言している上、申立期間当時、同事業所に勤務していたことが、オンライン記録により確認できる複数の従業員は、2か月から6か月程度の試用期間があったとしているところ、申立人が記憶している同僚二人は、申立期間当時、A社において、厚生年金保険に加入していなかったことが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は、「社会保険関係の事務については、B社のC工場内

にあったA社の事務所の所長に一任していたので、分からない。」、また、当該所長は、「申立期間当時における社会保険関係の事務の実施状況については、覚えていない。」としていることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできないほか、上記総務及び経理担当の事務員は、「申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては、覚えていないが、厚生年金保険に加入していない従業員から、保険料を控除することは有り得ない。」と証言している。

さらに、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名が確認できない上、健康保険被保険者番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 1 日から 59 年 2 月 16 日まで

厚生年金保険の加入記録について、年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社のB工場に正社員として勤務していたことは確かであるため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、A社が加入していたC厚生年金基金は、「申立期間当時、厚生年金保険と厚生年金基金に係る被保険者資格の取得届及び喪失届は、複写式となっていた。」と回答しているところ、申立人の同厚生年金基金に係る被保険者資格の取得日（昭和 59 年 2 月 16 日）及び喪失日（同年 4 月 16 日）は、同社における厚生年金保険に係る被保険者資格の取得日及び喪失日と一致しており、申立期間当時、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も、「厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っていない。」としていることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立期間当時、A社において人事及び経理を担当していた役員は、「A社が、申立人を厚生年金保険に加入させないまま、申立期間に係る 1 年

8か月間、厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。